

埼玉県国民健康保険運営協議会(2019年7月31日)

秋山文和 埼玉共済会館504号室

伊藤議長、国保運営方針の報告に関連して発言をしたいと思いますよろしくお願いします。

- 今市町村は、他の医療保険(組合健保、協会けんぽ、共済組合)と比べて被保険者の国保税負担がとてつもないという現実の中で、せめて子どもにかかる負担を軽減できないかという課題に直面しています。特に子どもさんの多い世帯では深刻です。税負担能力のない子どもに課税しているのか、他の医療保険にはない人数で税負担を求められる、また少子化の克服にも子育て支援にもそぐわないものだと思います。県内でもいくつかの自治体で子どもの均等割を第3子目からなくすなどの動きが出てきました。今後もこの動きは広まっていくだろうと思います。

2015年2月の国と地方の協議(国保基盤強化協議会)で「国民健康保険の見直しについて」(議論のとりまとめ)の中に「今後、更に検討を進めるべき事項」でこの子どもの均等割保険料の軽減措置の導入が挙げられています。これは現在どのように検討が進んでいるのか、いかがでしょうか。また地方として早急に軽減措置が導入されるように働きかけていきべきだと思いますが、いかがでしょうか。県内の子どもの均等割軽減措置自治体の動向と合わせてお答えいただければと思います。

- もう一つは、税の滞納に関わって、短期保険証、資格証明書の発行が行われていますが、被保険者の必要な受診の抑制にもつながり大変問題だと考えます。埼玉県はこの点で全国一発行が少ない県ですから評価するところですが、しかしゼロではありません。聞くところによると、横浜市は短期証、資格証の発行を全部なくす方針を決め近々実施に踏み切る方針とのことです。この背景はどのようなものか、法との関係を含めて情報の範囲でお答えいただければと思います。(受診抑制による死亡例。全日本民医連 636 事業所調査 2018年 77人。生保・正規の保険証 39人、短期資格証 38人)